

# 事務ネットワークだより

令和6年7月19日 第115号  
久喜市共同学校事務室

- 目次
- ・夏季休業中に利用したい休暇・事業
  - ・夏季休業中に利用したい互助会事業
  - ・来年度の備品要望について
  - ・今年度から変わります

いよいよ夏季休業です。暑い日が続きますが、心身をリフレッシュして 2学期に備えましょう。

## 夏季休業中に利用したい休暇・事業

夏季休暇	原則、 <b>連続した5日</b> の範囲内。1日または半日単位。
マイリフレッシュ (職専免)	最大3回。採用日や任期等によって取得できる回数が異なります。任期が6カ月の場合、夏季休業中に取得できるのは2回です。詳細はQRコードの先で確認できます。   通知 リーフレット
リフレッシュ休暇 (職専免)	勤続10年、20年、30年、40年に達した <b>翌年度</b> に、それぞれ連続した2日、3日、5日、5日取得可能。勤続年数には臨時的任用の期間も含まれます。事情がある場合、1年間取得を延長できます。また、3日の休暇は連続する2日(1回目)と1日に、5日の休暇は連続する2日と3日に分割できます。

## 夏季休業中に利用したい互助会事業

レクリエーション補助	文化・スポーツ・レジャー・宿泊施設等の利用または自己啓発のための講座等を受講し、5,000円以上の自己負担がある場合、請求により <b>年1回</b> 3,000円を支給。
ライフプラン休暇支援 給付金	今年度中に <b>満54歳</b> となる方(S45. 4. 2~S46. 4. 1生まれ)が、3日以上の年休を含む連続した5日以上(夏季休暇、週休日、学校職員の休日を含む)を取得した場合、請求により5,000円を支給。

※請求書は埼玉県教職員互助会のホームページにあります。 →



## 来年度の備品要望について

9月末頃に来年度の予算要求を行います。来年度購入を希望する備品について、夏季休業中の備品整理とともに御検討をお願いします。(購入希望を聴取する時期は各校で異なります)



## 今年度から変わります

### <森林環境税>

今年度から国内に住所のある個人に対して課される国税で、住民税に1人年額1,000円が上乗せされます。東日本大震災復興基本法に基づき、10年間加算されていた1,000円と置き換わるので、数字上は気づきにくいかもしれません。

国土の保全、水源の維持、地球温暖化の防止、生物多様性の保全などの機能を持つ森林の維持費に充てられます。

### <郵便料金の値上げ(10月1日)>

郵便物は早めに出すようにしてください。

(例)・通常ハガキ 63円 →85円

・定形郵便 84円 →110円

・定形外郵便 120円 →140円

### <社会保険の適用拡大(10月1日)>

対象範囲が従業員数101人以上の事業所 →51人以上の事業所になります。扶養している方に保険証が発行されないか確認をお願いします。

### <児童手当の拡充(10月1日)>

・受給者の所得制限の撤廃

・高校生に月1万円を支給

・第3子以降の支給額を月3万円に引き上げ

・支給が2ヶ月毎(偶数月)に変更

財源となる公的医療保険からの支出は令和8年4月からの予定です。

### <健康保険証の新規発行終了(12月2日)>

今後はマイナ保険証に一本化されます。発行済みの保険証は最長1年間使用できます。